

件名 「高等学校・特別支援学校学習指導要領改訂案等について」  
氏名 日本家庭科教育学会  
職業 団体  
住所 112-0012 東京都文京区大塚 3-29-1 日本教育連合会内  
電話 03-3942-7885

#### 意見要旨

1. 「家庭基礎」2単位を4単位にすること。  
少子高齢化への対応と学習指導要領の様々な改善事項を担うには4単位は最低必要です。
  2. 男女平等および男女共同参画社会に対応する内容を明確にすること  
教育基本法第2条の三、男女共同参画社会基本計画第二次の10を推進する必要があります。下記に具体的な提案をしております。
  3. 「家庭基礎」「家庭総合」「生活デザイン」の内容の取扱の(2)を削除すること。  
このように内容を限定することは学習指導要領は基準であり大綱であるという理念に反します。
- 以上他。

#### 意見本文

以下につき、ご検討くださいますよう、お願いいたします。

1. 第1章 総則 第2款 各教科・科目および単位数等  
科目「家庭基礎」の単位数を2単位から4単位とする。

<理由>

学習指導要領で示されている内容は2単位では教えることができないと考えるからです。

- 1) 平成20年の教育課程審議会の答申において、家庭科は少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていない状況に対応して内容の改善をはかることが打ち出されており、このような重要な内容を教育するには最低どの科目も4単位必要です。
- 2) 本学習指導要領においても、実験・実習や地域との交流など実践的な方法が奨励されており、それらを行うには最低4単位が必要です。
- 3) 本学習指導要領の改善事項として、「伝統や文化に関する教育の充実」(伝統文化の尊重に衣食住の文化が含まれていることは貴ホームページにも掲載されています)「体験活動の充実」「体育・食育・安全教育を充実」「環境・消費者に関する学習を充実」等があげられており、これらを担うには、最低どの科目も最低4単位必要です。
- 4) 2単位科目を置くことは、普通高校における「家庭」の単位数が2単位に

減少することが十分予想されます。中学校の家庭科に割り当てられた時間も非常に少なく、さらに高等学校でも減少することは、日本の家族・家庭のあり方に重大な影響を与えるものと思われます。

## 2 第2章 第9節 家庭

### 1 第1款 目標

… … … 男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を … … …

の個所を以下のように変更する。

… … … 男女が平等な関係の下に協力して主体的に家庭や地域の生活を … … …

<理由>

1) 教育基本法の第2条の三に、男女平等が位置づいており、その発展の寄与する態度を養うとあるからです。

2) 男女共同参画基本計画第二次第2部の10「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」の中で、施策の基本的方向として「男女平等を推進する教育・学習」とあり、具体的施策として「家庭科教育の充実」を掲げているからです。

3) 1999年改訂の高等学校学習指導要領「家庭」の改善の基本方針には、男女共同参画推進があげられていました。その状況は変わっていないと考えるからです。

### 2 第2款 第1 家庭基礎 第2 生活デザイン

#### (1) ア 青年期の自立と家族・家庭

… … … 青年期の課題を理解させ、男女が協力して … … …

の個所を以下のように変更する

… … … 青年期の課題である自立や男女の平等と協力などについて理解させ … … …

<理由>

1) 挿入した文言は「家庭総合」に書かれてある文言であり、他の科目にも置いた方が内容が明確になると思うからです。

2) 上記の2(1)の1)~3)の理由からです。

### 3 第2款 第 家庭総合(2)のウ 共生社会における家庭や地域

・タイトル 「共生社会における家庭や地域」を「共生社会における家庭・地域と福祉」とする

・内容 家庭や地域とのかかわりについて理解させ … … … を  
家庭・地域と福祉とのかかわりを総合的に理解させ、 … … … とする。

<理由>

・「家庭基礎」「生活デザイン」の類似した内容の個所のタイトルは「共生社会と福祉」です。「家庭総合」の場合アとイに、子どもと高齢者の福祉にかかわる内容があるからかもしれませんが、「共生社会」という広い概念には「福祉」という項目および内容は切り離せないと考えるからです。

4 第2款 第1家庭基礎3 第2家庭総合3 第3生活デザイン3

内容の取扱い(2)内容の範囲や程度... を削除する。

そして新たに(2)として以下を付け加える

(2)ここでの学習は、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえた内容にすること。

<理由>

1)ここに示されている内容は、1999年改訂の学習指導要領にあった明瞭な歯止め条項とは趣を変えていますが、趣旨は共通しています。

新学習指導要領の基本方針は、いわゆる歯止め条項を見なおす方向だったと思います。(文部科学省ホームページ、新学習指導要領Q&A)

このように但し書きを加え内容を限定することは学習指導要領は基準であり大綱であるという理念に反します。

2)2の1、1)2)3)と同様の理由によります。

以上です。よろしくご検討くださるようお願いいたします。